

# 子ども医療費助成制度について

近江八幡市では、小学1年生から中学3年生の入院医療費と通院医療費を助成しています。所得による制限はなく、すべての小中学生が助成対象となります。

## 助成内容

- 対象となるもの：** 医療機関等で支払った保険適用の医療費のうち、高額療養費および附加給付の支給額を除いた自己負担分を助成します。
- 対象学年：** 小学1年生から中学3年生までの児童  
(児童と保護者ともに近江八幡市に住所があることが条件となります)
- 所得制限：** なし
- 助成方法：** 入院医療費・・償還払い → 医療機関で支払い後、申請により支給  
通院医療費・・現物給付 → 医療機関で受給券を提示することで自己負担なし

## 対象外のもの

- ※保険対象外のもの（文書料、差額ベッド代など）、食事代、交通事故等第三者行為によるもの  
※ご加入の健康保険から支給される高額療養費、および家族療養費・附加給付金等

## 助成を受けるために

### 現物給付（通院のみ）

受給券が必要です。交付申請書を提出いただき、審査後、該当者へ受給券を交付いたします。

- \* 滋賀県内のみ有効です。  
医療機関で治療を受ける際に健康保険証と一緒に窓口で提示いただくと、保険診療内のみ無料で受診いただけます。
- \* 県外で治療を受けた場合は市の窓口で「償還払い」の申請をしてください。後日、対象となる保険診療範囲内の金額をお返しします。

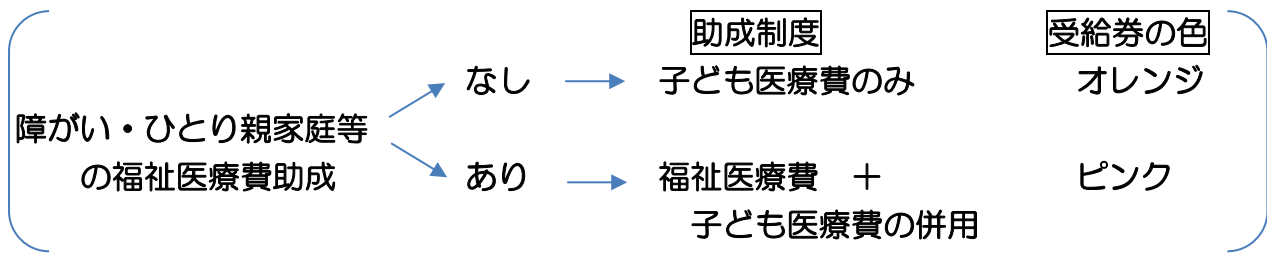
滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券(小・中学生通院)			
福祉番号	*****	受給者番号	*****
居住地	近江八幡市榑宮町236番地		
給付者氏名	八幡 太郎	性別	男
生年月日	平成24年 4月 2日		
有効期間	平成31年 4月 1日	から	平成40年 3月31日
発行機関の長及び印	滋賀県 近江八幡市 長印		
交付日	平成31年 4月 1日		
自己負担金	無	見本	

※受給券はオレンジ色です

裏面に続く⇒

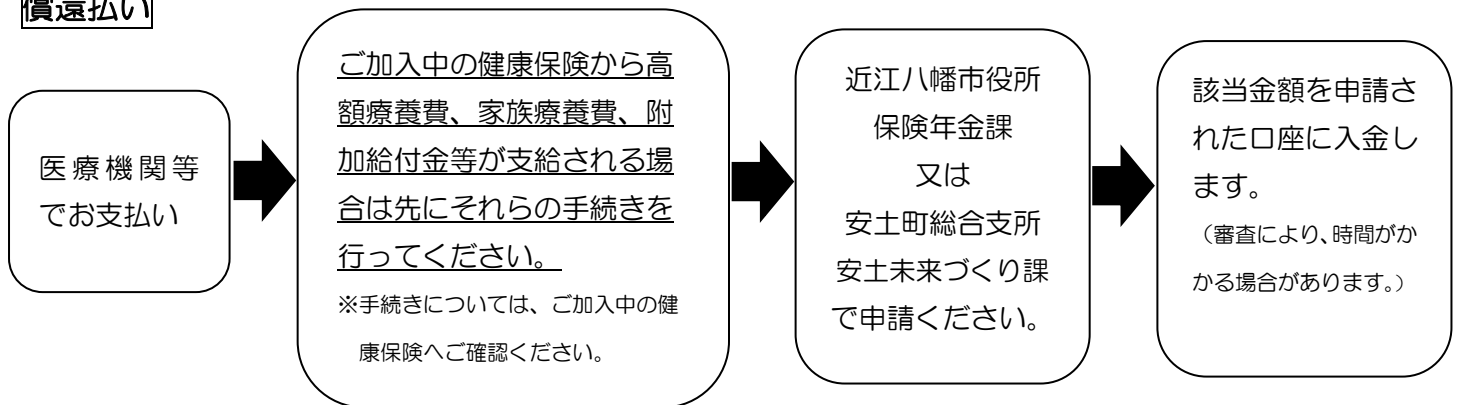
※ 障がい・ひとり親家庭等の医療費助成を受けている方の受給券はピンク色です。  
 上記制度に該当で自己負担有の方は、自己負担分を子ども医療費で助成するため、  
 制度ごとに申請が必要です。

助成制度の内訳



\* 入院などで医療費が高額になる場合は、事前にご加入の健康保険組合などで 「**限度額適用認定証**」 の申請をしてください。限度額適用認定証の申請をされずに高額医療の対象となった場合は、別途手続きが必要となります。

償還払い



申請に必要なもの

通院受給券交付申請のとき

- 児童が加入している健康保険証
- 本人確認が出来るもの（免許証やマイナンバーカード等）



償還払い申請のとき

- 児童が加入している健康保険証
  - 通帳等振込先のわかるもの
  - 領収書原本（受診者名、保険点数、支払金額、医療機関名が記載され領収印のあるもの）
  - ご加入の健康保険から支給される高額医療費、附加給付金等の支給決定通知書（該当される方のみ）
  - 本人確認が出来るもの（免許証やマイナンバーカード等）
- ※ 過去に受診された分は受診年月によって助成の対象とならない場合があります。詳細につきましては下記担当課にてご確認ください。

